料金後納郵便

ゆうメール



郡上市商工会だより

2020.4 発行第 133 号郡 上市商工会 郡上市八幡町島谷 130 番地 1 ☎66-2311 FAX 66-2312

HP: http://www.gujo.ne.jp/shoko/Email:gujo@ml.gifushoko.or.jpFacebook:https://www.facebook.com/gujoshoko/

"未曽有の脅威に立ち向かうために"



郡上市商工会長 木嶋勘逸

昨年度、郡上市は記録的な暖冬による雪不足の影響を受け、多くの会員様の売上が減少したのに加え、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大という、今まで経験したことのない脅威に晒されています。

その直撃をまともに受けている観光・飲食産業等をはじめ、世界的な流通機能のストップによる影響は、工業関係などにも及び、 収束の見えない状況は私たちの生活に暗い影を落としています。

郡上市商工会では**雪不足・新型コロナウイルス感染症対策緊急** 相談窓口を設け、国や郡上市で出されている緊急経済対策などを いちはやく皆様にご案内しています。

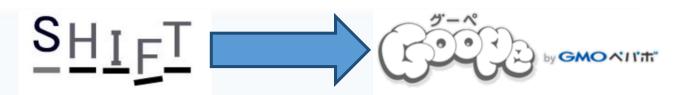
特に、速やかに対応していただいた郡上市の「**運転資金融資の利息全額補助**」や、国の 新型コロナウイルス対策として、**従来のものと別枠で返済猶予付のマル経融資**など、現在 提供されている制度を、最大限、有効利用していただけるようご案内し、手続きを進めて いるところです。

また、甚大な被害を受けている宿泊・飲食店の皆様を支援するため、3月30日より 「郡上市飲食・宿泊プレミアム付商品券」の販売を開始しました。

これから迎える新緑の行楽シーズンに始まり、夏には、郡上おどり・白鳥おどりという、郡上市最大の観光イベントを控え、感染症という未曽有の脅威は、予断を許さない深刻な状況が懸念されます。郡上市商工会は**最優先課題**として、**会員の危機回避**のため、行政や、金融機関等と連携しながら出来うる限りの方策を進めてまいります。

奇しくも、大規模災害など予期せぬ事態が発生した際に地域事業者が継続して事業活動に取り組めるよう支援するシステムを計画化した「事業継続力強化支援計画」が令和2年3月、岐阜県知事より第1回認定を受けました。 また、事業者の売上向上を支援する「経営発達支援計画」も同じく3月、第2期5ヶ年計画の認定を国から受けたところです。近年、郡上市は風・水害、猛暑、雪不足、さらには感染症と立て続けに自然災害に見舞われています。

通常業務の充実はもとより、緊急時の会員リスクを最小限とするため、迅速に対応できる体制を確立させてまいります。本年度もどうか宜しくお願い申し上げます。



商工会ホームページ作成サービス「SHIFT」終了のお知らせ

商工会が提供していたホームページ作成サービス「SHIFT」について、令和2年3月末日をもって サービスの提供を終了させていただきました。長年のご愛顧、誠にありがとうございました。

後継サービスとしてGMOペパボ社が提供するホームページ作成サービス「グーペ」の商工会員限定プランのご案内を、2019年10月末時点で「SHIFT」をご利用いただいていた事業者様へ差し上げておりますので、活用をご検討ください。

新たに「グーペ」のご活用を検討される方は、商工会へお問い合わせください。

第5回 どうしたらいいの! 働き方改革 え! パートだから賞与なしは、ダメ?

コロナウイルスの世界的な流行で、経済環境が急速に変化しています。緊急対策も各種打ち出されてきています。 ぎふ働き方改革支援センターでは各種助成金についてもご相談いただけます。

さて、今月と来月は、同一労働同一賃金についてお話しさせていただきます。平成30年6月に最高裁判所で大変重要な判決がだされました。正社員と有期契約社員の各種手当支給差に関する判決です。各種手当の支給目的に照らし、業務内容との関連で判断しています。

参考例(条件により異なる) 通勤手当は、契約期間や職務内容 に関係のない通勤に必要な費用の支給であり、差をつける

手当名	判断
通勤手当	×
皆勤手当	×
作業手当	×
給食手当	×
役職手当	0
住宅手当	0
家族手当	0

ことは不合理との判断です。同様に職務内容が同じなら差をつけることは不合理との指摘が**皆** (精)勤手当、給食手当、作業手当等です。役職(付)手当や住宅手当は責任の度合いや転勤の有無等で決まり不合理でないと判断されています。

基本給については、「将来の役割期待が異なるため」という抽象的説明では不十分であることが、ガイドラインで示されています。職務内容や配置転換等の具体的な違いが求められています。例えば、販売(作業)

ノルマがある、トラブル時の対応が求められている、担当業務の変更がある等です。**ボーナス** についても同様です。まだ、高裁レベルの判例ですが「パートだからボーナス無」は、認められて いません。

個人の成績により支給額を決定するのであれば、パート職員の働き程度に応じた額が、会社の業績による支給なら、会社全体における働き割合に応じた支給が必要となります。

- Q 均等待遇と均衡待遇とはどう違う?
- ・均等待遇=職務内容や配置変更等同じ⇒同じ待遇 同じ扱いなら、能力や経験による差は OK です
- ・均衡待遇=職務内容や配置変更その他の事情を考慮し不合理な待遇差の禁止。
- ※ 助成金をはじめ各種ご相談は郡上市商工会(66-2311)で「ぎふ働き方支援センター」の無料相談希望とお伝えください。皆様の事業所にお伺いしてご相談させていただきます。